

【件名】

【邦人被害】 ブエノスアイレス州サンマルティン市内に所在する現地企業事業所におけるノート型パソコン等の盗難

【ポイント】

被害者が、2020年3月中旬以来、ブエノスアイレス州サンマルティン市内に所在する勤務先（現地企業事業所）に残置しておいたノート型パソコン等が盗難されたとみられることが、本年6月中旬に発覚した。

【本文】

邦人が被害者となる事件が発生したところ、以下のとおりお知らせします。

1 事件の概要

（1）日時

2020年3月中旬～2021年6月中旬の間（細部時点は不明）

（2）場所

ブエノスアイレス州サンマルティン市内に所在する現地企業事業所

（3）被害

ノート型パソコン及びプロジェクター各1台

（4）被害の状況

ア 被害者が勤務していた現地企業事業所が、昨年3月中旬、新型コロナウイルス感染流行のため立入不可となったため、施設の閉鎖以降、被害者は日本に一時帰国していた。

イ 被害者は、平素からオフィスのキャビネット内に当該ノート型パソコン等を残置しており、勤務先関係者を信用していたことから、部屋は施錠していたものの、キャビネットには施錠していなかった。

ウ 被害者は本年アルゼンチンに再入国したが、引き続き同施設が閉鎖されていたため、在宅勤務していたところ、同じオフィスで勤務していた同僚から、オフィス内に残置していたノート型パソコン2台が亡失したため、被害者の当該ノート型パソコン等についても同様に亡失の可能性があるとして連絡を受けた。

エ 被害者が状況を確認するため、現地を訪れたところ、合わせて計3台のノート型パソコン等が盗難されたと推定されることから、警察に届け出た。

オ 盗難されたとみられるノート型パソコン内には、企業秘密など秘匿性の高い情報は保管されておらず、一部の個人情報だけが保管されているのみであった。

2 防犯対策

（1）換金性が高いノート型パソコン等の小型情報機器類など貴重品は、取引先や関係先に残置しない。

(2) 事業所等が閉鎖される場合には、貴重品は残置せず速やかに持ち出す。

3 外務省海外安全ホームページのご案内

外務省海外安全ホームページ（リンク下）では、アルゼンチン特有の犯罪様態に対応した防犯対策情報など掲載しておりますので、是非ともご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_241.html#ad-image-0

また、邦人が被害に遭ったとの情報に接した場合は、大使館にご一報ください。

【問い合わせ先】

在アルゼンチン大使館領事班

電話：011-4318-8220

メール：conbsas@bn.mofa.go.jp

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete> (了)